

福祉タクシー料金助成事業の見直しについて

【事業の概要】

住民基本台帳に記載のある在宅者で、町民税非課税世帯に属する満 80 歳以上の者及び障がい者に対しタクシー料金を助成

【見直しの内容】

助成額の変更 7, 200円 → 10, 000円

【開始年月日】

令和2年4月1日

【見直しの背景】

◇高齢者のみの世帯の増加

・ 独居高齢者

平成 18 年度 583 世帯 → 平成 30 年度 943 世帯

・ 65 歳以上のみの 2 人世帯（夫婦のみの世帯等）

平成 18 年度 779 世帯 → 平成 30 年度 1,032 世帯

◇助成額を増額することにより、在宅高齢者、障がい者のより一層の生活の安定と福祉の増進を図る